

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）及び株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号。以下「レバレッジ比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> | <p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。以下「規則」という。)第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項(直近の二事業年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、<u>定性的な開示事項及び単体レバレッジ比率</u>(レバレッジ比率告示第五条に規定する単体レバレッジ比率をいう。以下同じ。)に関する開示事項とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)とする。</p> <p>[一～五 略]</p> <p>六 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 自己資本比率告示<u>第二百三十一条第一号から第四号まで</u>(自己資本比率告示第二百八十五条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>[ハ～ト 略]</p> <p>[七～十 略]</p> | <p>(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。以下「規則」という。)第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項(直近の二事業年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、<u>定性的な開示事項及び定量的な開示事項</u>とする。</p> <p>2 [同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[一～五 同左]</p> <p>六 [同左]</p> <p>イ [同左]</p> <p>ロ 自己資本比率告示<u>第二百三十二条第四項第三号から第六号まで</u>(自己資本比率告示第二百三十七条第二項及び第二百八十五条の四第一項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>[ハ～ト 同左]</p> <p>[七～十 同左]</p> |
|--|---|

十一 貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明 (別紙様式第十号により作成するものとする。)

十二 [略]

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない。

一 [略]

ニ リスク・ウエイトのみなし計算 (自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することを用いる。)又は信用リスク・アセットのみなし計算 (自己資本比率告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することを用いる。)が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定により算出した割合をリスク・ウエイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十九条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定により算出した割合をリスク・ウエイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十九条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号に定める比率

十一 貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十二 [同左]

4 [同左]

一 [同左]

ニ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 標準的手法を採用した場合 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウエイトを直接に判定することができないものの額

ロ 内部格付手法を採用した場合 信用リスク・アセットのみなし計算 (自己資本比率告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することを用いる。) が適用されるエクスポージャーの額

をリスク・ウエイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十九条第十項第一号に定めるリスク・ウエイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

三 自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号に定める比率をリスク・ウエイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十九条第十項第二号に定めるリスク・ウエイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第五十三条の四第十項のリスク・ウエイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十九条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

5 [略]

6 第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 単体レバレッジ比率の構成に関する事項
- 二 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号（第一面に限る。）により作成するものとする。

（単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事

5 [同左]

[項を加える。]

[項を加える。]

（単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事

項)

第三条 規則第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条において同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

[2～4 略]

5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と、同項第二号中「前事業年度」とあるのは、「前中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第四条 規則第八十四条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（レバレッジ比率告示第二条に規定する連結レバレッジ比

項)

第三条 規則第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条において同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

[2～4 同左]

[項を加える。]

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第四条 規則第八十四条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の

率をいう。以下同じ。) に関する開示事項とする。

2 [略]

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 [略]

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「株式会社商工組合中央金庫全体」とあるのは「連結グループ(自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。)全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額(自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額)」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等(連結子法人等を除く。) 及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引(当該連結グループが証券化目的の導管体を用いて行った証券化取引を含む。) に係る証券化エクスポー

補充的指標として経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。) に関する開示事項とする。

2 [同左]

3 [同左]

一 [同左]

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「株式会社商工組合中央金庫全体」とあるのは「連結グループ(自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。)全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額(自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額)」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等(連結子法人等を除く。) 及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引(当該連結グループが証券化目的の導管体を用いて行った証券化取引を含む。) に係る証券化エクスポー

ジャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第四号」と、「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十一号」と読み替えるものとする。

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 [略]

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

5 [略]

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号（第二面に限る。）により作成するものとする。

ジャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

4 [同左]

一 [同左]

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

5 [同左]

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

| | |
|--|--|
| <p>(連結自己資本比率を算出する場合における中間連結会計年度の開示事項)</p> <p>第五条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第二条第三項(第十一号に係る部分に限る。)及び前条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、<u>第一項の定性的な開示事項</u>について準用する。この場合において、<u>第二条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「<u>貸借対照表</u>」とあるのは「<u>中間連結貸借対照表</u>」と、「<u>別紙様式第一号</u>」とあるのは「<u>別紙様式第四号</u>」と、「<u>別紙様式第十号</u>」とあるのは「<u>別紙様式第十一号</u>」と、前条第三項中「<u>第一項</u>」とあるのは「<u>次条第一項</u>」と、「<u>次に掲げる事項</u>」とあるのは「<u>第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>[4・5 略]</p> <p>(四半期の開示事項)</p> <p>第六条 規則第八十六条に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>[一～九 略]</p> | <p>(連結自己資本比率を算出する場合における中間連結会計年度の開示事項)</p> <p>第五条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>3 第二条第三項(第十一号に係る部分に限る。)及び前条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、<u>第一項の定性的な開示事項</u>について準用する。この場合において、<u>第二条第三項及び前条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「<u>貸借対照表</u>」とあるのは「<u>中間連結貸借対照表</u>」と、「<u>別紙様式第一号</u>」とあるのは「<u>別紙様式第四号</u>」と、前条第三項中「<u>次に掲げる事項</u>」とあるのは「<u>第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>[4・5 同左]</p> <p>(四半期の開示事項)</p> <p>第六条 [同左]</p> <p>[一～九 同左]</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>士 単体レバレッジ比率の構成に関する事項</p> <p>士二 前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）</p> <p>士三 単体レバレッジ比率に関する事項</p> <p>士三 [略]</p> <p>士四 [略]</p> <p>士五 [略]</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、<u>同項第二号</u>に掲げる事項は別紙様式第十号により、<u>同項第三号</u>に掲げる事項は別紙様式第四号により、<u>同項第四号</u>に掲げる事項は別紙様式第十一号により、<u>同項第五号</u>に掲げる事項は別紙様式第六号により、<u>同項第七号</u>に掲げる事項は別紙様式第七号（連結自己資本比率を算出する場合の自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項にあつては、第一面に限る。）により、<u>同項第八号</u>及び<u>第十二号</u>に掲げる事項は別紙様式第八号により、<u>同項第九号</u>及び<u>第十五号</u>に掲げる事項は別紙様式第九号により、<u>同項第十号</u>に掲げる事項は別紙様式第五号（第一面に限る。）により、<u>同項第十三号</u>に掲げる事項は別紙様式第五号（第二面に限る。）により、それぞれ作成するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(別紙様式第一号)</p> | <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>士 [同左]</p> <p>士二 [同左]</p> <p>士三 [同左]</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、<u>同項第三号</u>に掲げる事項は別紙様式第四号により、<u>同項第五号</u>に掲げる事項は別紙様式第六号により、<u>同項第七号</u>に掲げる事項は別紙様式第七号（連結自己資本比率を算出する場合の自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項にあつては、第一面に限る。）により、<u>同項第八号</u>に掲げる事項は別紙様式第八号により、<u>同項第九号</u>及び<u>第十二号</u>に掲げる事項は別紙様式第九号により、<u>同項第十号</u>に掲げる事項は別紙様式第五号により、それぞれ作成するものとする。</p> <p>3 [同左]</p> <p>(別紙様式第一号)</p> |
|--|---|

[表 別紙2]

(1) 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の項には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日に公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化―第2フェーズ」と題する文書の「テンプレートCO1」における表に記載された番号をいう。

）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等Tier1資本に係る調整項目

[a～c 略]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 略]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額をいう。

[h・i 略]

[表 別紙1]

(1) [同左]

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙二）における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) [同左]

[a～c 同左]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 同左]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額をいう。

[h・i 同左]

〔(3)・(4) 略〕

(5) Tier2資本に係る調整項目

「少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」及び「その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」の項につき、ロ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、その他外部TLAC関連調達手段の額に係る額は、計上することを要しない。

(6) [略]

(7) 自己資本比率及び資本バツプラー

a 「最低単体資本バツプラー比率」から「単体資本バツプラー比率」までの項は、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、記載することを要しない（この場合には、当該項を削除することができる。）。

b 当期に係る別紙様式第八号の開示を行う場合には、項番64「最低単体資本バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番11「最低単体資本バツプラー比率」の項の比率と、項番65「うち、資本保全バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番8「資本保全バツプラー比率」の項の比率と、項番66「うち、カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番9「カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率と、項番67「うち、G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率は同様式の項番10「G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

(8) 調整項目に係る参考事項

a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」

〔(3)・(4) 同左〕

〔加える。〕

(5) [同左]

〔加える。〕

(6) [同左]

a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」と

とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

- b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 略]

(9) [略]

(10) [略]

[削る。]

(11) その他

- a ハ欄には、この様式と別紙様式第十号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合は、記載することを要しない）。

- b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。

は、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 同左]

(7) [同左]

(8) [同左]

(9) その他

- この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

[加える。]

-
- この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
-

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

| OV1：リスク・アセットの概要 | | | | |
|-----------------|---|----------|---------|-----|
| 国際様式の該当番号 | イ | ロ | | 【略】 |
| | | リスク・アセット | 当期末 前期末 | |
| [略] | | | | |
| 8 | リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式） | | | |
| 9 | リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ペンデント方式） | | | |
| | リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%） | | | |
| | リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%） | | | |

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

| OV1：リスク・アセットの概要 | | | | |
|-----------------|--------------------------------|----------|---------|------|
| 国際様式の該当番号 | イ | ロ | | 【同左】 |
| | | リスク・アセット | 当期末 前期末 | |
| [同左] | | | | |
| | 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー | | | |
| | 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー | | | |

| | | | | |
|-----|--|--|--|--|
| 10 | リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーパストラック方式1250%） | | | |
| [略] | | | | |
| 12 | 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー | | | |
| 13 | うち、 <u>内部格付手法</u> 準拠方式又は内部評価方式適用分 | | | |
| 14 | うち、 <u>外部格付準拠方式</u> 適用分 | | | |
| 15 | うち、 <u>標準的手法</u> 準拠方式適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分 | | | |
| [略] | | | | |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

§ 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百四十九条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセット

| | | | | |
|------|--|--|--|--|
| [同左] | | | | |
| 12 | 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー | | | |
| 13 | うち、 <u>内部格付手法</u> における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分 | | | |
| 14 | うち、 <u>内部格付手法</u> における指定関数方式適用分 | | | |
| 15 | うち、 <u>標準的手法</u> 適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分 | | | |
| [同左] | | | | |

(注)

[同左]

[a~r 同左]

§ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができるものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

の額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ゾンデート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊨ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）を

㊦ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百四十九条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

【加える。】

【加える。】

それぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオルパツク方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合には自己資本比率告示第四百九条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉕ [略]

㉖ [略]

㉗ [略]

㉘ [略]

㉙ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法進拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法進拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉚ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法進拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法進拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー」に係る所要自己資本」の項

[加える。]

㉛ [同左]

㉜ [同左]

㉝ [同左]

㉞ [同左]

㉟ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付進拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付進拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㊱ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付進拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付進拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポ

イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式」が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式」が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

aa 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法」における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法」における指定関数方式が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

dd 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法」が適用される証券化エクスポートに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㉒ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉓ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㉔ [略]
㉕ [略]
㉖ [略]
㉗ [略]
㉘ [略]
㉙ [略]
㉚ [略]
㉛ [略]
㉜ [略]
㉝ [略]
㉞ [略]
㉟ [略]

㊱ 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資

㉞ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉟ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㊲ [同左]
㊳ [同左]
㊴ [同左]
㊵ [同左]
㊶ [同左]
㊷ [同左]
㊸ [同左]
㊹ [同左]
㊺ [同左]
㊻ [同左]
㊼ [同左]
㊽ [加える。]

産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）第二条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加すること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

（第三面）

【表略】

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

【同左】

（注）

【同左】

（第三面）

| | |
|---|--|
| <p>a 項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項ロ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ハ欄からヘ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項イ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ロ欄からト欄の額を控除した額を記載すること。</p> <p>[b～g 略]</p> <p>(第四面)</p> | <p>a 項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項ロ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ハ欄からヘ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項イ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ロ欄からト欄までの額を控除した額を記載すること。</p> <p>[b～g 同左]</p> <p>(第四面)</p> |
| <p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク・ウエイトのみなし計算</u>（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～p 略]</p> <p>(第五面)</p> | <p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～p 同左]</p> <p>(第五面)</p> |
| <p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する</p> | <p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する</p> |

| | |
|---|---|
| <p>る用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク</u>・<u>ウエイトのみなし計算</u>（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>【a～i 略】</p> <p>（第六面）</p> | <p>る用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>【a～i 同左】</p> <p>（第六面）</p> |
| <p>【表略】</p> <p>（注）</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク</u>・<u>ウエイトのみなし計算</u>（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>【a～m 略】</p> <p>（第七面）</p> | <p>【同左】</p> <p>（注）</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>【a～m 同左】</p> <p>（第七面）</p> |
| <p>【表略】</p> <p>（注）</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示にお</p> | <p>【同左】</p> <p>（注）</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用す</p> |

いて使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリース・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリース・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～gg 略]

(第八面)

[表略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリース・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリース・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 略]

【(第九面)～(第十三面) 略】

(第十四面)

(単位：百万円)

る用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リース・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～gg 同左]

(第八面)

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リース・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 同左]

【(第九面)～(第十三面) 同左】

(第十四面)

(単位：百万円)

| CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額 | | | | | | |
|-------------------------------------|----|-----|-------|--|---|--------------------|
| 項番 | イ | ロ | ハ | ニ | ホ | ヘ |
| | RC | PPE | 実効PPE | 規制上の エクスポ ージャー の算定に 使用され る ^α | 信用リス ク削減手 法適用後 のエクス ポージャ ー | リスク・ アセット の額 |
| 【略】 | | | | | | |

【(注) 略】 [(第十五面)～(第二十一面) 略] (第二十二面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 【略】

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一号第六十三号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十三号第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件

| CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額 | | | | | | |
|-------------------------------------|------------|------|-------|--|---|--------------------|
| 項番 | イ | ロ | ハ | ニ | ホ | ヘ |
| | 再構築コ スト | アドオン | 実効PPE | 規制上の エクスポ ージャー の算定に 使用され る ^α | 信用リス ク削減手 法適用後 のエクス ポージャ ー | リスク・ アセット の額 |
| 【同左】 | | | | | | |

【(注) 同左】 [(第十五面)～(第二十一面) 同左] (第二十二面)

【同左】

(注)

【同左】

a 【同左】

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一号第六十三号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十三号第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

の全てを満たさないとを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

。ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十三条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一第六十三号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十三条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十三条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該

。ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十三条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄からへ欄までには、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一第六十三号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十三条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

- h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額は子欄に計上すること。

[i～] 略]

(第二十三面)

【表略】

a [略]

- b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一條第六十三号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十三條第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十三條第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない

[f・g 同左]

- h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額は子欄に計上すること。

[i～] 同左]

(第二十三面)

【同左】

a [同左]

- b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一條第六十三号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二十三條第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後

場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用

のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄からヘ欄までには、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当

リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額は手欄に計上すること。

【i~】 略】

(第二十四面)

(単位：百万円)

SEC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

| 項番 | イ | 合計 | 【略】 |
|-----|-------------------------------------|----|-----|
| | | | |
| 【略】 | | | |
| | エクスポージャーの額（算出方法別） | | |
| 6 | 内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー | | |
| 7 | 外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー | | |
| 8 | 標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー | | |
| 9 | 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー | | |
| | 信用リスク・アセットの額（算出方法の別） | | |

該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額は手欄に計上すること。

【i~】 同左】

(第二十四面)

(単位：百万円)

SEC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

| 項番 | イ | 合計 | 【同左】 |
|------|--|----|------|
| | | | |
| 【同左】 | | | |
| | エクスポージャーの額（算出方法別） | | |
| 6 | 内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー | | |
| 7 | 内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー | | |
| 8 | 標準的手法が適用される証券化エクスポージャー | | |
| 9 | 自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー | | |
| | 信用リスク・アセットの額（算出方法の別） | | |

| | | |
|----|---|--|
| 10 | 内部格付手法 <u>準拠方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット | |
| 11 | 外部格付 <u>準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット | |
| 12 | 標準的手法 <u>準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット | |
| 13 | <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット | |
| | 所要自己資本の額 (算出方法別) | |
| 14 | 内部格付手法 <u>準拠方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 | |
| 15 | 外部格付 <u>準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 | |
| 16 | 標準的手法 <u>準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 | |
| 17 | <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 | |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~c 略]

| | | |
|----|---|--|
| 10 | 内部格付手法における外部格付 <u>準拠方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット | |
| 11 | 内部格付手法における <u>指定関数方式</u> により算出した信用リスク・アセット | |
| 12 | 標準的手法により算出した信用リスク・アセット | |
| 13 | 自己資本比率告示 <u>第二百三十条第一項の規定</u> により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット | |
| | 所要自己資本の額 (算出方法別) | |
| 14 | 内部格付手法における外部格付 <u>準拠方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 | |
| 15 | 内部格付手法における <u>指定関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 | |
| 16 | 標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 | |
| 17 | 自己資本比率告示 <u>第二百三十条第一項の規定</u> により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 | |

(注)

【同左】

[a~c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウエイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウエイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百三十一条の第二項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

f 項番9 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウエイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

g 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百三十五条第一項（自己資本比率告示第二百五十三条第一項において適用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百三十五条第一項（自己資本比率告示第二百五十三条第一項において適用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百三十八条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

【加える。】

f 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓘ 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓩ 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」

Ⓙ 項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓩ 項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」

の項イ欄の額及び第二十五面の項番15「外部格付進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付進捗方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉔ 項番16「標準的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番16「標準的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉕ 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉖ [略]

㉗ [略]

(第二十五面)

(単位：百万円)

SBC4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する
所要自己資本 (自金融機関が投資家である場合)

る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉔ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉕ 項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉖ [同左]

㉗ [同左]

(第二十五面)

(単位：百万円)

SBC4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する
所要自己資本 (自金融機関が投資家である場合)

| 項番 | イ | 合計 | 【略】 |
|-----|--|----|-----|
| | | | |
| 【略】 | | | |
| | エクスポージャーの額 (算出方法別) | | |
| 6 | 内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー | | |
| 7 | 外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー | | |
| 8 | 標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー | | |
| 9 | 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー | | |
| | 信用リスク・アセットの額 (算出方法の別) | | |
| 10 | 内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット | | |
| 11 | 外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット | | |
| 12 | 標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット | | |
| 13 | 1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット | | |

| 項番 | イ | 合計 | 【同左】 |
|------|---|----|------|
| | | | |
| 【同左】 | | | |
| | エクスポージャーの額 (算出方法別) | | |
| 6 | 内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー | | |
| 7 | 内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー | | |
| 8 | 標準的手法が適用される証券化エクスポージャー | | |
| 9 | 自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー | | |
| | 信用リスク・アセットの額 (算出方法の別) | | |
| 10 | 内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット | | |
| 11 | 内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット | | |
| 12 | 標準的手法により算出した信用リスク・アセット | | |
| 13 | 自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット | | |

| 所要自己資本の額 (算出方法別) | |
|------------------|---|
| 14 | <u>内部格付手法</u> <u>進捗方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 |
| 15 | <u>外部格付準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 |
| 16 | <u>標準的手法</u> <u>準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 |
| 17 | <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～e 略]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」 の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額) を記載すること。

e 「所要自己資本の額 (算出方法別)」 の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額 (自己資本比率告示第二百五十条に規定す

| 所要自己資本の額 (算出方法別) | |
|------------------|--|
| 14 | <u>内部格付手法</u> における <u>外部格付準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 |
| 15 | <u>内部格付手法</u> における <u>指定関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 |
| 16 | <u>標準的手法</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 |
| 17 | 自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 |

(注)

[同左]

[a～e 同左]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」 の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百三十五条第一項 (自己資本比率告示第二百五十三条第一項において準用する場合を含む。)) に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額) を記載すること。

e 「所要自己資本の額 (算出方法別)」 の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額 (自己資本比率告示第二百三十五条第一項

るリスク・ウエイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百三十一条の第二項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。

Ⓙ 項番9 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウエイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

Ⓚ 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び

(自己資本比率告示第二百五十三条第一項において運用する場合を含む。)に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百三十八条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。

[加える。]

Ⓙ 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番11 「内部格付手法における指定開数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番11 「内部格付手法における指定開数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定開数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番12 「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四

第二十四面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項
イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となつて
いる証券化エクスポージャーのうち、標準的手法」の項イ欄の額と一致
する。

イ 項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リ
スク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが
適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計
額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となつている証券化エクスポ
ージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

ロ 項番14「内部格付手法」又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー
に係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番14「内部格付手法」又は
内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の
額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となつて
いる証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法」の項ハ
欄の額と一致する。

ハ 項番15「外部格付」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」
の項イ欄の額及び第二十四面の項番15「外部格付」が適用される証券化エクスポ
ージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リス
ク・アセットの額の算出対象となつている証券化エクスポージャーのうち、外部格付
方式」の項ハ欄の額と一致する。

面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額
は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となつている証券化エク
スポージャーのうち、標準的手法」の項イ欄の額と一致する。

イ 項番13「自己資本比率」第百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイト
が適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び
第二十四面の項番13「自己資本比率」第百三十条第一項の規定により1250%のリス
ク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項
イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となつて
いる証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致
する。

ロ 項番14「外部格付」における外部格付」又は内部評価方式が適用される証券化
エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番14「内部格
付手法」における外部格付」又は内部評価方式が適用される証券化エクスポ
ージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リス
ク・アセットの額の算出対象となつている証券化エクスポージャーのうち、内部格付
方式」の項ハ欄の額と一致する。

ハ 項番15「内部格付」における指定関数」が適用される証券化エクスポージャーに係
る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番15「内部格付」における指定関
数」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計
額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となつて
いる証券化エクスポージャーのうち、内部格付
方式」の項ハ欄の額と一致

Ⓜ 項番16 「標準的的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番16 「標準的的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的的手法進捗方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓝ 項番17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓞ [略]

Ⓟ [略]

【(第二十六面)～(第三十二面) 略】

する。

Ⓜ 項番16 「標準的的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番16 「標準的的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓝ 項番17 「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番17 「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓞ [同左]

Ⓟ [同左]

【(第二十六面)～(第三十二面) 同左】

(別紙様式第三号)

(第一面)

(単位：百万円)

| OV1：リスク・アセットの概要 | | | | |
|-----------------|---|-----------|-----------|-----|
| 国際様式の該当番号 | イ | ロ | | 【略】 |
| | | リスク・アセット | 前中間 期末 | |
| | | 当中間 期末 | | |
| 【略】 | | | | |
| 8 | リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式） | | | |
| 9 | リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ペンデート方式） | | | |
| | リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%） | | | |
| | リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%） | | | |

(別紙様式第三号)

(第一面)

(単位：百万円)

| OV1：リスク・アセットの概要 | | | | |
|-----------------|--------------------------------|-----------|-----------|------|
| 国際様式の該当番号 | イ | ロ | | 【同左】 |
| | | リスク・アセット | 前中間 期末 | |
| | | 当中間 期末 | | |
| 【同左】 | | | | |
| | 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー | | | |
| | 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー | | | |

| | | | | |
|-----|--|--|--|--|
| 10 | リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーパストラック方式1250%） | | | |
| [略] | | | | |
| 12 | 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー | | | |
| 13 | うち、 <u>内部格付手法</u> <u>標準方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> 適用分 | | | |
| 14 | うち、 <u>外部格付標準方式</u> 適用分 | | | |
| 15 | うち、 <u>標準的手法</u> <u>標準方式</u> 適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分 | | | |
| [略] | | | | |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

s 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルール・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百四十九条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセット

| | | | | |
|------|---|--|--|--|
| [同左] | | | | |
| 12 | 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー | | | |
| 13 | うち、 <u>内部格付手法</u> における <u>外部格付標準方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> 適用分 | | | |
| 14 | うち、 <u>内部格付手法</u> における <u>指定関連方式</u> 適用分 | | | |
| 15 | うち、 <u>標準的手法</u> 適用分 うち、1250%のリスク・ウェイト適用分 | | | |
| [同左] | | | | |

(注)

[同左]

[a~r 同左]

s 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

の額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ゾンデート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊨ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）を

㊦ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百四十九条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

【加える。】

【加える。】

それぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオルパツク方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合には自己資本比率告示第四百四十九条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉕ [略]

㉖ [略]

㉗ [略]

㉘ [略]

㉙ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法進拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法進拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉚ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法進拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法進拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー」に係る所要自己資本」の項

[加える。]

㉛ [同左]

㉜ [同左]

㉝ [同左]

㉞ [同左]

㉟ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付進拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付進拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㊀ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付進拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付進拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポ

イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

aa 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法」における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法」における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

dd 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㉒ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉓ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㉔ [略]
㉕ [略]
㉖ [略]
㉗ [略]
㉘ [略]
㉙ [略]
㉚ [略]
㉛ [略]
㉜ [略]
㉝ [略]
㉞ [略]
㉟ [略]

㊱ 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数

㉞ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉟ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㊲ [同左]
㊳ [同左]
㊴ [同左]
㊵ [同左]
㊶ [同左]
㊷ [同左]
㊸ [同左]
㊹ [同左]
㊺ [同左]
㊻ [同左]
㊼ [同左]
㊽ [同左]

㊾ [加える。]

の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと）。この場合においては、株式会社南工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社南工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）第二条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社南工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号へ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前中間期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

(第二面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(第二面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

| | |
|--|--|
| <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク・ウエイトのみなし計算</u>（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> | <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> |
| <p>[a～p 略]</p> <p>(第三面)</p> | <p>[a～p 同左]</p> <p>(第三面)</p> |
| <p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク・ウエイトのみなし計算</u>（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> | <p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> |
| <p>[a～i 略]</p> <p>(第四面)</p> | <p>[a～i 同左]</p> <p>(第四面)</p> |
| <p>【表略】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> | <p>【同左】</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リース・ウエイトのみなし計算</u>（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリース・ウエイトを算出することをいう。）及び<u>信用リスク・アセットのみなし計算</u>（自己資本比率告示第四百四九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～m 略]</p> <p>(第五面)</p> <p>【表略】</p> <p>(注)</p> | <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>（リース・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに<u>信用リスク・アセットのみなし計算</u>（自己資本比率告示第四百四九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～m 同左]</p> <p>(第五面)</p> <p>【同左】</p> <p>(注)</p> |
| <p>この面においては使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>リース・ウエイトのみなし計算</u>（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリース・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～gg 略]</p> <p>(第六面)</p> <p>【表略】</p> <p>(注)</p> | <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>（リース・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～gg 同左]</p> <p>(第六面)</p> <p>【同左】</p> <p>(注)</p> |
| <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>リース・ウエイトのみなし計算</u>（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリース・ウエイト</p> | <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u>（リース・ウエイトを直接に判定することが</p> |

を算出することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 略]

〔(第七面)～(第九面) 略〕

(第十面)

(単位：百万円)

| CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスボージャー額 | | | | | | |
|-------------------------------------|-----|----|-----|-------|--------------------------------|-----------------------|
| 項番 | イ | ロ | ハ | ニ | ホ | ヘ |
| | [略] | RC | PFE | 実効PFE | 規制上のエクスボージャーの算定に使用される α | 信用リスク削減手法適用後のエクスボージャー |

〔(注) 略〕

〔(第十一面)～(第十六面) 略〕

(第十七面)

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]

できないものをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 同左]

〔(第七面)～(第九面) 同左〕

(第十面)

(単位：百万円)

| CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスボージャー額 | | | | | | |
|-------------------------------------|------|--------|------|-------|--------------------------------|-----------------------|
| 項番 | イ | ロ | ハ | ニ | ホ | ヘ |
| | [同左] | 再構築コスト | アドオン | 実効PFE | 規制上のエクスボージャーの算定に使用される α | 信用リスク削減手法適用後のエクスボージャー |

〔(注) 同左〕

〔(第十一面)～(第十六面) 同左〕

(第十七面)

〔同左〕

(注)

〔同左〕

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄からへ欄までには、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効

エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額は子欄に計上すること。

[i～] 略]

(第十八面)

[表略]

a [略]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件

果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額は子欄に計上すること。

[i～] 同左]

(第十八面)

[同左]

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

の全てを満たさないとを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

。ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十三条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一條第六十三号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十三条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十三条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、同条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないとを含む。）

。ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一條第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一條第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄からへ欄までには、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一條第六十三号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一條第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

[i~] 略]

(第十九面)

(単位：百万円)

SBC3:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

| 項番 | | イ | |
|-----|--|----|--|
| | | 略] | |
| [略] | | | |
| | エクスポージャーの額 (算出方法別) | | |
| 6 | <u>内部格付手法進抛方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー</u> | | |
| 7 | <u>外部格付進抛方式が適用される証券化エクスポージャー</u> | | |

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

[i~] 同左]

(第十九面)

(単位：百万円)

SBC3:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

| 項番 | | イ | |
|------|--|-----|--|
| | | 同左] | |
| [同左] | | | |
| | エクスポージャーの額 (算出方法別) | | |
| 6 | <u>内部格付手法における外部格付進抛方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー</u> | | |
| 7 | <u>内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー</u> | | |

| | | |
|----|---|--|
| 8 | 標準的手法 準備方式 が適用される証券化エクスポージャー | |
| 9 | <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー | |
| | | |
| | 信用リスク・アセットの額 (算出方法の別) | |
| 10 | <u>内部格付手法準備方式</u> 又は 内部評価方式 により算出した信用リスク・アセット | |
| 11 | <u>外部格付準備方式</u> により算出した信用リスク・アセット | |
| 12 | 標準的手法 準備方式 により算出した信用リスク・アセット | |
| 13 | <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット | |
| | | |
| | 所要自己資本の額 (算出方法別) | |
| 14 | <u>内部格付手法準備方式</u> 又は 内部評価方式 が適用される証券化エクスポージャーに係る 所要自己資本 | |
| | | |
| 15 | <u>外部格付準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る 所要自己資本 | |
| | | |
| 16 | 標準的手法 準備方式 が適用される証券化エクスポージャーに係る 所要自己資本 | |
| 17 | <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー | |

| | | |
|----|--|--|
| 8 | 標準的手法が適用される証券化エクスポージャー | |
| 9 | 自己資本比率告示 第二百三十条第一項の規定 により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー | |
| | | |
| | 信用リスク・アセットの額 (算出方法の別) | |
| 10 | <u>内部格付手法</u> における 外部格付準備方式 又は 内部評価方式 により算出した信用リスク・アセット | |
| 11 | <u>内部格付手法</u> における 指定関数方式 により算出した信用リスク・アセット | |
| 12 | 標準的手法により算出した信用リスク・アセット | |
| 13 | 自己資本比率告示 第二百三十条第一項の規定 により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット | |
| | | |
| | 所要自己資本の額 (算出方法別) | |
| 14 | <u>内部格付手法</u> における 外部格付準備方式 又は 内部評価方式 が適用される証券化エクスポージャーに係る 所要自己資本 | |
| | | |
| 15 | <u>内部格付手法</u> における 指定関数方式 が適用される証券化エクスポージャーに係る 所要自己資本 | |
| | | |
| 16 | 標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る 所要自己資本 | |
| 17 | 自己資本比率告示 第二百三十条第一項の規定 により | |

| | | | |
|--|--------------|--|--|
| | ジャーに係る所要自己資本 | | |
|--|--------------|--|--|

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウェイトに関する上限を適用する前の額) を記載すること。

e 「所要自己資本の額 (算出方法別)」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額 (自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百三十一条の第二項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。

f 項番9 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 | | |
|--|--|--|--|

(注)

[同左]

[a～c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百三十五条第一項 (自己資本比率告示第二百五十三条第一項において準用する場合を含む。)に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額) を記載すること。

e 「所要自己資本の額 (算出方法別)」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額 (自己資本比率告示第二百三十五条第一項 (自己資本比率告示第二百五十三条第一項において準用する場合を含む。)に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百三十八条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。

[加える。]

すること。

Ⓔ 項番10「内部格付手法進捗方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10「内部格付手法進捗方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法進捗方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓕ 項番11「外部格付進捗方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番11「外部格付進捗方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付進捗方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓖ 項番12「標準的手法進捗方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番12「標準的手法進捗方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓖ 項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓖ 項番10「内部格付手法における外部格付進捗方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10「内部格付手法における外部格付進捗方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付進捗方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓖ 項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓖ 項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓖ 項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券

⒌ 項番14「内部格付手法 進捗方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法 進捗方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法 進捗方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⒍ 項番15「外部格付 進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番15「外部格付 進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付 進捗方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⒎ 項番16「標準的手法 進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番16「標準的手法 進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法 進捗方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⒏ 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信

化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

⒉ 項番14「内部格付手法における外部格付 進捗方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法における外部格付 進捗方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付 進捗方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⒋ 項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⒌ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法 適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⒍ 項番17「自己資本比率 告示 第二百三十条 第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番17「自己資本比率 告示 第二百三十条 第一項の規定により1250%のリスク・ウェイト

用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項へ欄の額と一致する。

- [略]
- ㊦ [略]

(第二十面)

(単位：百万円)

**SBC 4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する
所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）**

| 項番 | | イ [略] | |
|-----|---|-------|----|
| | | | 合計 |
| [略] | | | |
| | エクスポージャーの額（算出方法別） | | |
| 6 | 内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー | | |
| 7 | 外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー | | |
| 8 | 標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー | | |
| 9 | <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー | | |

トが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項へ欄の額と一致する。

- ㊦ [同左]
- [同左]

(第二十面)

(単位：百万円)

**SBC 4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する
所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）**

| 項番 | | イ [同左] | |
|------|---|--------|----|
| | | | 合計 |
| [同左] | | | |
| | エクスポージャーの額（算出方法別） | | |
| 6 | 内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー | | |
| 7 | 内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー | | |
| 8 | 標準的手法が適用される証券化エクスポージャー | | |
| 9 | 自己資本比率告示 <u>第二百三十条第一項の規定により</u> <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー | | |

| | | |
|----|---|--|
| | 信用リスク・アセットの額 (算出方法の別) | |
| 10 | <u>内部格付手法</u> <u>準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット | |
| 11 | <u>外部格付準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット | |
| 12 | <u>標準的手法</u> <u>準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット | |
| 13 | <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット | |
| | 所要自己資本の額 (算出方法別) | |
| 14 | <u>内部格付手法</u> <u>準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 | |
| 15 | <u>外部格付準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 | |
| 16 | <u>標準的手法</u> <u>準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 | |
| 17 | <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 | |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

| | | |
|----|--|--|
| | 信用リスク・アセットの額 (算出方法の別) | |
| 10 | <u>内部格付手法</u> における <u>外部格付準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット | |
| 11 | <u>内部格付手法</u> における <u>指定関数方式</u> により算出した信用リスク・アセット | |
| 12 | <u>標準的手法</u> により算出した信用リスク・アセット | |
| 13 | 自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット | |
| | 所要自己資本の額 (算出方法別) | |
| 14 | <u>内部格付手法</u> における <u>外部格付準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 | |
| 15 | <u>内部格付手法</u> における <u>指定関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 | |
| 16 | <u>標準的手法</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 | |
| 17 | 自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本 | |

(注)

〔同左〕

[a～c 略]

- d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウエイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。
- e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百五十条に規定するリスク・ウエイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百三十一条の第二項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

f 項番9 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウエイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

g 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手

[a～c 同左]

- d 「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百三十五条第一項（自己資本比率告示第二百三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百三十五条第一項（自己資本比率告示第二百三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百三十八条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

[加える。]

f 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エ

法進捗方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓙ 項番11 「外部格付進捗方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番11 「外部格付進捗方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付進捗方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番12 「標準的手法進捗方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番12 「標準的手法進捗方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番14 「内部格付手法進捗方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番14 「内部格付手法進捗方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額

クスポートージャーのうち、内部格付手法における外部格付進捗方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番11 「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番11 「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓩ 項番12 「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番12 「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番13 「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番13 「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番14 「内部格付手法における外部格付進捗方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番14 「内部格付手法における外部格付進捗方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー

の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法進捗方式又は内部評価方式適用分」の項へ欄の額と一致する。

┃ 項番15「外部格付進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第十九面の項番15「外部格付進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付進捗方式適用分」の項へ欄の額と一致する。

┃ 項番16「標準的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第十九面の項番16「標準的手法進捗方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項へ欄の額と一致する。

┃ 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第十九面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項へ欄の額と一致する。

○ [略]
㊦ [略]

に係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付進捗方式又は内部評価方式適用分」の項へ欄の額と一致する。

┃ 項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第十九面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項へ欄の額と一致する。

┃ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第十九面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項へ欄の額と一致する。

┃ 項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額及び第十九面の項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項へ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項へ欄の額と一致する。

㊦ [同左]
○ [同左]

【(第二十一面)～(第二十五面) 略】

【(第二十一面)～(第二十五面) 同左】

(別紙様式第四号)

[表 別紙 4]

(1) 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の項には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日に公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化―第2フェーズ」と題する文書のテンプレートCC1における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等Tier1資本に係る調整項目

[a～c 略]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 略]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額を

(別紙様式第四号)

[表 別紙 3]

(1) [同左]

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙二における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) [同左]

[a～c 同左]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 同左]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をい

いう。

[h・i 略]

[(3)・(4) 略]

(5) Tier2資本に係る調整項目

「少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」及び「その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」の項につき、ロ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、その他外部TLAC関連調達手段の額に係る額は計上することを要しない。

(6) [略]

(7) 連結自己資本比率及び資本バツプラー

当期に係る別紙様式第九号の開示を行う場合には、項番64「最低連結資本バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番11「最低連結資本バツプラー比率」の項の比率と、項番65「うち、資本保全バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番8「資本保全バツプラー比率」の項の比率と、項番66「うち、カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番9「カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率と、項番67「うち、G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率は同様式の項番10「G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

(8) 調整項目に係る参考事項

^a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

う。

[h・i 同左]

[(3)・(4) 同左]

[加える。]

(5) [同左]

[加える。]

(6) [同左]

^a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 略]

(9) [略]

(10) [略]

[削る。]

(11)その他

a ヘヤ欄には、この様式と別紙様式第十一号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合は、記載することを要しない。）。

b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。

c この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 同左]

(7) [同左]

(8) [同左]

(9)その他

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

[加える。]

(別紙様式第五号)

(第一面)

[別紙 5]

(第二面)

(単位：百万円、%)

| 国際様式(表2)の該当番号 | 国際様式(表1)の該当番号 | 項目 | 当期末 | 前期末 |
|---------------|---------------|----|-----|-----|
| [略] | | | | |

デリバティブ取引等に関する額 (2)

| | | | | |
|-----|--|--|--|--|
| 4 | | デリバティブ取引等に関する <u>RC</u> の額に1.4を乗じた額 | | |
| 5 | | デリバティブ取引等に関する PFE の額に1.4を乗じた額 | | |
| 6 | | 連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額 | | |
| [略] | | | | |

(別紙様式第五号)

[加える。]

[付する。]

(単位：百万円、%)

| 国際様式(表2)の該当番号 | 国際様式(表1)の該当番号 | 項目 | 当期末 | 前期末 |
|---------------|---------------|----|-----|-----|
| [同左] | | | | |

デリバティブ取引等に関する額 (2)

| | | | | |
|------|--|--|--|--|
| 4 | | デリバティブ取引等に関する <u>再構築</u> コストの額 | | |
| 5 | | デリバティブ取引等に関する アドオンの額 | | |
| | | デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額 | | |
| | | 連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額 | | |
| 6 | | | | |
| [同左] | | | | |

(注)

(1) オン・バランス資産の額

- a 「連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額(△)」とは、レバレッジ比率告示第三条第二項の規定により、連結レバレッジ比率の算出において連結の範囲に含まれない子法人等に係る資産の額をいう。
- b 「連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額(連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)」とは、レバレッジ比率告示第三条第一項ただし書の規定により、連結レバレッジ比率の算出において連結の範囲に含まれる子会社に係る資産の額をいう。
- c 「連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額(△)」の項には、レバレッジ比率告示第七条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。
- d レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示(レバレッジ比率告示附則第四条第一項に規定する旧計算告示をいう。以下この面において同じ。)第六条及び第七条の規定によってオン・バランス資産の額及びデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額(△)」の項には、旧計算告示第六条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。
- e 「Tier1 資本に係る調整項目の額(△)」の項には、レバレッジ比率告示第七条第四号及び第五号に掲げる額の合計額を記載すること。
- (2) デリバティブ取引等に関する額
- a 「デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額をいう。

(注)

- a 「国際様式の該当番号」とは、パーセル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表されたレバレッジ比率の枠組みと開示要件と題する文書の表 1 及び表 2 に記載された番号をいう。
- b 連結レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。
- c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間事業年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。
- d 本様式に定める各項目につき、金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「―」を記載すること。

- h レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番4と項番5との間に「デリバティブ取引等に関する再構築コストの額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、同条第二項第一号に掲げる合計額を記載すること。
- c 「デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額をいう。
- d レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番5と項番6との間に「デリバティブ取引等に関するアトオンの額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、同条第二項第二号に掲げる合計額を記載すること。
- e レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番5と項番6との間に「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、同条第一項第二号に掲げる合計額（g の額を除く。）を記載すること。
- f 「連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額」の項には、レバレッジ比率告示第六条第二項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額を記載すること。
- g レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番6と項番7との間に「連

結算貸対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項(項番を付さないこと。)を追加すること。この場合において、当該項には、同条第十一項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額を記載すること。

h 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額(△)」の項には、レバレッジ比率告示第八条第三項における、CVM_Pの額を記載すること。

i レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額(△)」の項には、同条第十二項における、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額から控除した変動証拠金の額を記載すること。

j 「クレジット・デリバティブのフロンテションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる合計額(同条第八項の規定によりフロンテションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額)をいう。

k レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのフロンテションを提供した場合における調整後想定元本の額」の項には、同条第二項第三号に掲げる合計額(同条第九項の規定によりフロンテションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額)を記載すること。

l 「クレジット・デリバティブのフロンテションを提供した場合における調整後想

定元本の額から控除した額 (△)」の項には、レバレッジ比率告示第八項の規定により、商工組合中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した当該商工組合中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。

Ⅲ レバレッジ比率告示附則第四条の規定により、旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)」の項には、同条第九項の規定により、商工組合中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該商工組合中央金庫又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。

(3) レボ取引等に関する額

a 「レボ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額）をいう。

b 「レボ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)」の項には、レバレッジ比率告示第九条第二項の規定により、現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額を記載すること。

c 「レボ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率告示第九条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引に関する額

a 「オフ・バランス取引の想定元本の額」の項には、レバレッジ比率告示第十条第

二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）、同条第三項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）及び同条第四項におけるオフ・バランス取引の証券化エクスポートジャーの名目額（掛目を乗じる前の額）の合計額を記載すること。

b 「オフ・バランス取引に係るエクスポートジャーの額への変換調整の額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第十条第二項、第三項又は第四項の規定によりエクスポートジャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 連結レバレッジ比率

a 「資本の額」とは、自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定する Tier1 資本の額をいう。

b 連結レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

(6) その他

a 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表された「レバレッジ比率の枠組みと開示要件」と題する文書の表1及び表2に記載された番号をいう。

b この面における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。

c この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合は、行を削除せず、「―」を記載すること。

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

| OV1：リスク・アセットの概要 | | | | |
|-----------------|---|----------|-------|-----|
| 国際様式の該当番号 | イ | ロ | | 【略】 |
| | | リスク・アセット | | |
| | | 当四半期末 | 前四半期末 | |
| 【略】 | | | | |
| 8 | リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式） | | | |
| 9 | リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マーズデート方式） | | | |
| | リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%） | | | |

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

| OV1：リスク・アセットの概要 | | | | |
|-----------------|--------------------------------|----------|-------|------|
| 国際様式の該当番号 | イ | ロ | | 【同左】 |
| | | リスク・アセット | | |
| | | 当四半期末 | 前四半期末 | |
| 【同左】 | | | | |
| | 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー | | | |
| | 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー | | | |

| | | | |
|----|--|--|--|
| | リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%） | | |
| 10 | リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%） | | |

【略】

| | | | |
|----|------------------------------------|----------------------|--|
| 12 | 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー | | |
| 13 | うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分 | | |
| | | うち、外部格付準拠方式適用分 | |
| 14 | うち、標準的手法準拠方式適用分 | | |
| | | うち、1250%のリスク・ウェイト適用分 | |
| 15 | | | |

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

【a～r 略】

s 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

【同左】

| | | | |
|----|------------------------------------|------------------------|--|
| 12 | 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー | | |
| 13 | うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分 | | |
| | | うち、内部格付手法における指定関数方式適用分 | |
| 14 | うち、標準的手法適用分 | | |
| | | うち、1250%のリスク・ウェイト適用分 | |
| 15 | | | |

（注）

【同左】

【a～r 同左】

s 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用

ク・スルー方式)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の第四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百九十九条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ペンデント方式)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の第四六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百九十九条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式250%)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の第四九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百九十九条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊨ 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式400%)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条

した場合にあっては、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

㊦ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第四百九十九条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

【加える。】

【加える。】

の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオールバック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉕ [略]

㉖ [略]

㉗ [略]

㉘ [略]

㉙ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

[加える。]

㉚ [同左]

㉛ [同左]

㉜ [同左]

㉝ [同左]

㉞ 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致す

oc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

る。

z 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

aa 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㉑ 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法進地方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法進地方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉒ 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法進地方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法進地方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉓ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉔ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年

㉑ 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉒ 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

㉓ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

㉔ 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に

度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

| | |
|---|-----|
| じ | 【略】 |
| け | 【略】 |
| じ | 【略】 |
| け | 【略】 |
| け | 【略】 |
| け | 【略】 |
| け | 【略】 |
| け | 【略】 |
| け | 【略】 |
| け | 【略】 |
| け | 【略】 |
| け | 【略】 |

じ 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみならず計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー

に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

| | |
|---|------|
| け | 【同左】 |
| け | 【同左】 |
| じ | 【同左】 |
| じ | 【同左】 |
| け | 【同左】 |
| じ | 【同左】 |
| け | 【同左】 |
| け | 【同左】 |
| け | 【同左】 |
| け | 【同左】 |
| け | 【同左】 |
| け | 【同左】 |

【加える。】

ーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）第二条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号へ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及び三欄の「前四半期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

【（第二面）～（第四面） 略】

【（第二面）～（第四面） 同左】

(別紙様式第八号)

(単位：百万円、%)

| KM 1：主要な指標 (単体) | | | | | | |
|-------------------|-----------------|-----------|-----------|------------|-----------------|-----------------|
| 国際様式 の該当番 号 | | イ | ロ | ハ | ニ | ホ |
| | | 当四半 期末 | 前四半 期末 | 前々四 半期末 | ハの前 四半期 末 | ニの前 四半期 末 |
| [略] | | | | | | |
| 12 | 単体資本パ ツナー比率 | | | | | |
| 単体レバレッジ比率 | | | | | | |
| 13 | 総エクスポー ジヤーの額 | | | | | |
| 14 | 単体レバレッ ジ比率 | | | | | |

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 国際様式の該当番号 (以下この様式において「項番」という。) 10 の「G-SIB/D-SIB パツナー比率」の項には、自己資本比率告示第十四条の二第五項各号に定める比率を記載すること。

- b 当期に係る別紙様式第一号の開示を行う場合には、項番 8 「資本保全パツナー比

(別紙様式第八号)

(単位：百万円、%)

| KM 1：主要な指標 (単体) | | | | | | |
|-------------------|----------------|-----------|-----------|------------|-----------------|-----------------|
| 国際様式 の該当番 号 | | イ | ロ | ハ | ニ | ホ |
| | | 当四半 期末 | 前四半 期末 | 前々四 半期末 | ハの前 四半期 末 | ニの前 四半期 末 |
| [同左] | | | | | | |
| 12 | 単体資本パ ツナー比率 | | | | | |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 国際様式の該当番号 (以下この面において「項番」という。) 10 の「G-SIB/D-SIB パツナー比率」の項には、自己資本比率告示第十四条の二第五項各号に定める比率を記載すること。

- b [加える。]

率」の項の比率は同様式の項番 65 「うち、資本保全バツフナー比率」の項の比率と、項番 9 「カウンター・シクリカル・バツフナー比率」の項の比率は同様式の項番 66 「うち、カウンター・シクリカル・バツフナー比率」の項の比率と、項番 10 「G-SIB/D-SIBバツフナー比率」の項の比率は同様式の項番 67 「うち、G-SIB/D-SIBバツフナー比率」の項の比率と、項番 11 「最低単体資本バツフナー比率」の項の比率は同様式の項番 64 「最低単体資本バツフナー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

㉑ [略]

㉒ 項番 13 「総エクスボージャーの額」及び項番 14 「単体レバレッジ比率」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉓ この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「ー」を記載すること。(㉑に該当する場合には、当該項を削除することができる。)

㉔ この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

㉕ この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

㉖ [同左]
[加える。]

㉗ この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「ー」を記載すること。(㉖に該当する場合には、当該項は削除することができる。)

㉘ この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

㉙ この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(別紙様式第九号)

【表略】

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びびレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 【略】

h 当期に係る別紙様式第四号の開示を行う場合には、項番8「資本保全バツフナー比率」の項の比率は同様式の項番65「うち、資本保全バツフナー比率」の項の比率と、項番9「カウンター・シクリカル・バツフナー比率」の項の比率は同様式の項番66「うち、カウンター・シクリカル・バツフナー比率」の項の比率と、項番10「G-SIB/D-SIBバツフナー比率」の項の比率は同様式の項番67「うち、G-SIB/D-SIBバツフナー比率」の項の比率と、項番11「最低連結資本バツフナー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

g この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「ー」を記載すること。

d この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

e この様式に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(別紙様式第十号)

(別紙様式第九号)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 【同左】

【加える。】

h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「ー」を記載すること。

g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

d この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

【別紙様式を加える。】

[別紙6]

(別紙様式第十一号)

[別紙7]

[別紙様式を加える。]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(単位：百万円、%)

| 国際様式の 該当番号 | 項目 | 当期末 | 前期末 |
|----------------------------------|--|-----|-----|
| 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1) | | | |
| 1a+2+1c-26 | 普通株式に係る株主資本の額 | | |
| 1a | うち、資本金及び資本剰余金の額 | | |
| 2 | うち、利益剰余金の額 | | |
| 1c | うち、自己株式の額 (△) | | |
| 26 | うち、社外流出予定額 (△) | | |
| | うち、上記以外に該当するものの額 | | |
| 1b | 普通株式に係る新株予約権の額 | | |
| 3 | 評価・換算差額等及びその他公表準備金の額 | | |
| | うち、危機対応準備金の額 | | |
| | うち、特別準備金の額 | | |
| 6 | 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ) | | |
| 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2) | | | |
| 8+9 | 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | | |
| 8 | うち、のれんに係るものの額 | | |
| 9 | うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 | | |
| 10 | 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額 | | |
| 11 | 繰延ヘッジ損益の額 | | |
| 12 | 適格引当金不足額 | | |
| 13 | 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | |
| 14 | 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | |
| 15 | 前払年金費用の額 | | |
| 16 | 自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | | |
| 17 | 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額 | | |
| 18 | 少数出資金融機関等の普通株式の額 | | |
| 19+20+21 | 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | | |
| 19 | うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段の | | |

| | | | | |
|--------------------------------|--|---|--|--|
| | | うち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | |
| 20 | | うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額 | | |
| 21 | | うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額 | | |
| 22 | 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | | | |
| 23 | | うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段の うち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | |
| 24 | | うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額 | | |
| 25 | | うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額 | | |
| 27 | その他 Tier1 資本不足額 | | | |
| 28 | 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ) | | | |
| 普通株式等 Tier1 資本 | | | | |
| 29 | 普通株式等 Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ) | | | |
| その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3) | | | | |
| 30 | 31a | その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 | | |
| | 31b | その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額 | | |
| | 32 | その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額 | | |
| | | 特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額 | | |
| 33+35 | 適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | |
| 36 | その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ) | | | |
| その他 Tier1 資本に係る調整項目 | | | | |
| 37 | 自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額 | | | |
| 38 | 意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | |
| 39 | 少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | |
| 40 | その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | |
| 42 | Tier2 資本不足額 | | | |
| 43 | その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ) | | | |

| | | | |
|----------------------------|---|-----|--|
| その他 Tier1 資本 | | | |
| 44 | その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) | (ヘ) | |
| Tier1 資本 | | | |
| 45 | Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) | (ト) | |
| Tier2 資本に係る基礎項目 (4) | | | |
| 46 | Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 | | |
| | Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額 | | |
| | Tier2 資本調達手段に係る負債の額 | | |
| | 特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額 | | |
| 47+49 | 適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | |
| 50 | 一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額 | | |
| 50a | うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額 | | |
| 50b | うち、適格引当金 Tier2 算入額 | | |
| 51 | Tier2 資本に係る基礎項目の額 | (チ) | |
| Tier2 資本に係る調整項目 | | | |
| 52 | 自己保有 Tier2 資本調達手段の額 | | |
| 53 | 意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額 | | |
| 54 | 少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額 | | |
| 55 | その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額 | | |
| 57 | Tier2 資本に係る調整項目の額 | (リ) | |
| Tier2 資本 | | | |
| 58 | Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) | (ヌ) | |
| 総自己資本 | | | |
| 59 | 総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) | (ル) | |
| リスク・アセット (5) | | | |
| 60 | リスク・アセットの額 | (ヲ) | |
| 自己資本比率 | | | |
| 61 | 普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ)) | | |
| 62 | Tier1 比率 ((ト) / (ヲ)) | | |
| 63 | 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) | | |
| 調整項目に係る参考事項 (6) | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 72 | 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目 不算入額 | | |
| 73 | その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株 式に係る調整項目不算入額 | | |
| 74 | 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係 るものに限る。）に係る調整項目不算入額 | | |
| 75 | 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整 項目不算入額 | | |
| Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7) | | | |
| 76 | 一般貸倒引当金の額 | | |
| 77 | 一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額 | | |
| 78 | 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合 計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール 向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した 額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。） | | |
| 79 | 適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額 | | |
| 資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8) | | | |
| 82 | 適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 | | |
| 83 | 適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調 達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下 回る場合にあっては、零とする。） | | |
| 84 | 適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 | | |
| 85 | 適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調 達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下 回る場合にあっては、零とする。） | | |

(注)

(単位：百万円、%)

| CC1：自己資本の構成（単体） | | | | |
|----------------------------------|---|-----|-----|-----------------------------------|
| 国際様式の 該当番号 | 項目 | イ | ロ | ハ |
| | | 当期末 | 前期末 | 別紙様式 第十号 (CC2) の参照項 目 |
| 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1) | | | | |
| 1a+2-1c-26 | 普通株式に係る株主資本の額 | | | |
| 1a | うち、資本金及び資本剰余金の額 | | | |
| 2 | うち、利益剰余金の額 | | | |
| 1c | うち、自己株式の額 (△) | | | |
| 26 | うち、社外流出予定額 (△) | | | |
| | うち、上記以外に該当するものの額 | | | |
| 1b | 普通株式に係る新株予約権の額 | | | |
| 3 | 評価・換算差額等及びその他公表準備金の額 | | | |
| | うち、危機対応準備金の額 | | | |
| | うち、特別準備金の額 | | | |
| 6 | 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ) | | | |
| 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2) | | | | |
| 8+9 | 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | | | |
| 8 | うち、のれんに係るものの額 | | | |
| 9 | うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 | | | |
| 10 | 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | | | |
| 11 | 繰延ヘッジ損益の額 | | | |
| 12 | 適格引当金不足額 | | | |
| 13 | 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | |
| 14 | 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | | |
| 15 | 前払年金費用の額 | | | |
| 16 | 自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | | | |

| | | | | |
|--------------------------------|--|---------------------------------|--|--|
| 17 | 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額 | | | |
| 18 | 少数出資金融機関等の普通株式の額 | | | |
| 19+20+21 | 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | | | |
| 19 | うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | |
| 20 | うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額 | | | |
| 21 | うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | |
| 22 | 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | | | |
| 23 | うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | |
| 24 | うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額 | | | |
| 25 | うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | |
| 27 | その他 Tier1 資本不足額 | | | |
| 28 | 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ) | | | |
| 普通株式等 Tier1 資本 | | | | |
| 29 | 普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) | | | |
| その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3) | | | | |
| 30 | 31a | その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 | | |
| | 31b | その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額 | | |
| | 32 | その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額 | | |
| | | 特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額 | | |
| 33+35 | 適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | |
| 36 | その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ) | | | |
| その他 Tier1 資本に係る調整項目 | | | | |
| 37 | 自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額 | | | |
| 38 | 意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 | | | |

| | | | | |
|----------------------------|---|--|--|--|
| | 資本調達手段の額 | | | |
| 39 | 少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | |
| 40 | その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | |
| 42 | Tier2 資本不足額 | | | |
| 43 | その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ) | | | |
| その他 Tier1 資本 | | | | |
| 44 | その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ) | | | |
| Tier1 資本 | | | | |
| 45 | Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト) | | | |
| Tier2 資本に係る基礎項目 (4) | | | | |
| 46 | Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 | | | |
| | Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額 | | | |
| | Tier2 資本調達手段に係る負債の額 | | | |
| | 特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額 | | | |
| 47+49 | 適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | |
| 50 | 一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額 | | | |
| 50a | うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額 | | | |
| 50b | うち、適格引当金 Tier2 算入額 | | | |
| 51 | Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ) | | | |
| Tier2 資本に係る調整項目 (5) | | | | |
| 52 | 自己保有 Tier2 資本調達手段の額 | | | |
| 53 | 意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額 | | | |
| 54 | 少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額 | | | |
| 55 | その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額 | | | |
| 57 | Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ) | | | |
| Tier2 資本 | | | | |
| 58 | Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ) | | | |
| 総自己資本 | | | | |
| 59 | 総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル) | | | |

| | | | | |
|--------------------------------------|---|-----|--|--|
| リスク・アセット (6) | | | | |
| 60 | リスク・アセットの額 | (ヲ) | | |
| 自己資本比率及び資本バッファ (7) | | | | |
| 61 | 普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ)) | | | |
| 62 | Tier1 比率 ((ト) / (ヲ)) | | | |
| 63 | 総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) | | | |
| 64 | 最低単体資本バッファ比率 | | | |
| 65 | うち、資本保全バッファ比率 | | | |
| 66 | うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率 | | | |
| 67 | うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率 | | | |
| 68 | 単体資本バッファ比率 | | | |
| 調整項目に係る参考事項 (8) | | | | |
| 72 | 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 | | | |
| 73 | その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 | | | |
| 74 | 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 | | | |
| 75 | 繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 | | | |
| Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9) | | | | |
| 76 | 一般貸倒引当金の額 | | | |
| 77 | 一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額 | | | |
| 78 | 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。) | | | |
| 79 | 適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額 | | | |
| 資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10) | | | | |
| 82 | 適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 | | | |
| 83 | 適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。) | | | |

| | | | | |
|----|--|--|--|--|
| 84 | 適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 | | | |
| 85 | 適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。） | | | |

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(単位：百万円、%)

| 国際様式の 該当番号 | 項目 | 当期末 | 前期末 |
|----------------------------------|--|-----|-----|
| 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1) | | | |
| 1a+2+1c-26 | 普通株式に係る株主資本の額 | | |
| 1a | うち、資本金及び資本剰余金の額 | | |
| 2 | うち、利益剰余金の額 | | |
| 1c | うち、自己株式の額 (△) | | |
| 26 | うち、社外流出予定額 (△) | | |
| | うち、上記以外に該当するものの額 | | |
| | 普通株式に係る新株予約権の額 | | |
| 3 | その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額 | | |
| | うち、危機対応準備金の額 | | |
| | うち、特別準備金の額 | | |
| 5 | 普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額 | | |
| 6 | 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ) | | |
| 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2) | | | |
| 8+9 | 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | | |
| 8 | うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額 | | |
| 9 | うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 | | |
| 10 | 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額 | | |
| 11 | 繰延ヘッジ損益の額 | | |
| 12 | 適格引当金不足額 | | |
| 13 | 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | |
| 14 | 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | |
| 15 | 退職給付に係る資産の額 | | |
| 16 | 自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | | |
| 17 | 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額 | | |
| 18 | 少数出資金融機関等の普通株式の額 | | |

| | | | | |
|--------------------------------|--|---|--|--|
| 19+20+21 | 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | | | |
| 19 | | うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | |
| 20 | | うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額 | | |
| 21 | | うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | |
| 22 | 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | | | |
| 23 | | うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | |
| 24 | | うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額 | | |
| 25 | | うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | |
| 27 | その他 Tier1 資本不足額 | | | |
| 28 | 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ) | | | |
| 普通株式等 Tier1 資本 | | | | |
| 29 | 普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) | | | |
| その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3) | | | | |
| 30 | 31a | その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 | | |
| | 31b | その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額 | | |
| | 32 | その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額 | | |
| | | 特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額 | | |
| 34+35 | その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額 | | | |
| 33+35 | 適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | |
| 33 | | うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額 | | |
| 35 | | うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額 | | |
| 36 | その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ) | | | |
| その他 Tier1 資本に係る調整項目 | | | | |

| | | | |
|----------------------------|---|--|--|
| 37 | 自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額 | | |
| 38 | 意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | |
| 39 | 少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | |
| 40 | その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | |
| 42 | Tier2 資本不足額 | | |
| 43 | その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ) | | |
| その他 Tier1 資本 | | | |
| 44 | その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ) | | |
| Tier1 資本 | | | |
| 45 | Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト) | | |
| Tier2 資本に係る基礎項目 (4) | | | |
| 46 | Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 | | |
| | Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額 | | |
| | Tier2 資本調達手段に係る負債の額 | | |
| | 特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額 | | |
| 48-49 | Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額 | | |
| 47+49 | 適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | |
| 47 | うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額 | | |
| 49 | うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額 | | |
| 50 | 一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額 | | |
| 50a | うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額 | | |
| 50b | うち、適格引当金 Tier2 算入額 | | |
| 51 | Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ) | | |
| Tier2 資本に係る調整項目 | | | |
| 52 | 自己保有 Tier2 資本調達手段の額 | | |
| 53 | 意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額 | | |
| 54 | 少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額 | | |

| | | | |
|---|---|--|--|
| 55 | その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額 | | |
| 57 | Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ) | | |
| Tier2 資本 | | | |
| 58 | Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ) | | |
| 総自己資本 | | | |
| 59 | 総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル) | | |
| リスク・アセット (5) | | | |
| 60 | リスク・アセットの額 (ヲ) | | |
| 連結自己資本比率 | | | |
| 61 | 連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ)) | | |
| 62 | 連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ)) | | |
| 63 | 連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) | | |
| 調整項目に係る参考事項 (6) | | | |
| 72 | 少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目 不算入額 | | |
| 73 | その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株 式に係る調整項目不算入額 | | |
| 74 | 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係 るものに限る。)に係る調整項目不算入額 | | |
| 75 | 繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整 項目不算入額 | | |
| Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7) | | | |
| 76 | 一般貸倒引当金の額 | | |
| 77 | 一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額 | | |
| 78 | 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合 計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール 向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した 額 (当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。) | | |
| 79 | 適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額 | | |
| 資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8) | | | |
| 82 | 適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 | | |
| 83 | 適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調 達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下 回る場合にあつては、零とする。) | | |

| | | | |
|----|--|--|--|
| 84 | 適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 | | |
| 85 | 適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。） | | |

(注)

(単位：百万円、%)

| CC1：自己資本の構成（連結） | | | | |
|----------------------------------|---|-----|-----|------------------------------------|
| 国際様式の 該当番号 | 項目 | イ | ロ | ハ |
| | | 当期末 | 前期末 | 別紙様式 第十一号 (CC2) の参照項 目 |
| 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1) | | | | |
| 1a+2-1c-26 | 普通株式に係る株主資本の額 | | | |
| 1a | うち、資本金及び資本剰余金の額 | | | |
| 2 | うち、利益剰余金の額 | | | |
| 1c | うち、自己株式の額 (△) | | | |
| 26 | うち、社外流出予定額 (△) | | | |
| | うち、上記以外に該当するものの額 | | | |
| 1b | 普通株式に係る新株予約権の額 | | | |
| 3 | その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額 | | | |
| | うち、危機対応準備金の額 | | | |
| | うち、特別準備金の額 | | | |
| 5 | 普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額 | | | |
| 6 | 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ) | | | |
| 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2) | | | | |
| 8+9 | 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | | | |
| 8 | うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額 | | | |
| 9 | うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 | | | |
| 10 | 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | | | |
| 11 | 繰延ヘッジ損益の額 | | | |
| 12 | 適格引当金不足額 | | | |
| 13 | 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | | |
| 14 | 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | | |

| | | | | |
|--------------------------------|--|---------------------------------|--|--|
| 15 | 退職給付に係る資産の額 | | | |
| 16 | 自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | | | |
| 17 | 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額 | | | |
| 18 | 少数出資金融機関等の普通株式の額 | | | |
| 19+20+21 | 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | | | |
| 19 | うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | |
| 20 | うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額 | | | |
| 21 | うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | |
| 22 | 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | | | |
| 23 | うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額 | | | |
| 24 | うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額 | | | |
| 25 | うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | | | |
| 27 | その他 Tier1 資本不足額 | | | |
| 28 | 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ) | | | |
| 普通株式等 Tier1 資本 | | | | |
| 29 | 普通株式等 Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ) | | | |
| その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3) | | | | |
| 30 | 31a | その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 | | |
| | 31b | その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額 | | |
| | 32 | その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額 | | |
| | | 特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額 | | |
| 34-35 | その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額 | | | |
| 33+35 | 適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | |

| | | | | |
|----------------------------|---|--|--|--|
| 33 | うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額 | | | |
| 35 | うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額 | | | |
| 36 | その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二) | | | |
| その他 Tier1 資本に係る調整項目 | | | | |
| 37 | 自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額 | | | |
| 38 | 意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | |
| 39 | 少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | |
| 40 | その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額 | | | |
| 42 | Tier2 資本不足額 | | | |
| 43 | その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ) | | | |
| その他 Tier1 資本 | | | | |
| 44 | その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ) | | | |
| Tier1 資本 | | | | |
| 45 | Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト) | | | |
| Tier2 資本に係る基礎項目 (四) | | | | |
| 46 | Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 | | | |
| | Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額 | | | |
| | Tier2 資本調達手段に係る負債の額 | | | |
| | 特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額 | | | |
| 48-49 | Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額 | | | |
| 47+49 | 適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | | |
| 47 | うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額 | | | |
| 49 | うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額 | | | |
| 50 | 一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額 | | | |
| 50a | うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額 | | | |

| | | | | |
|-----------------------------|---|--|--|--|
| 50b | うち、適格引当金 Tier2 算入額 | | | |
| 51 | Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ) | | | |
| Tier2 資本に係る調整項目 (5) | | | | |
| 52 | 自己保有 Tier2 資本調達手段の額 | | | |
| 53 | 意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額 | | | |
| 54 | 少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額 | | | |
| 55 | その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額 | | | |
| 57 | Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ) | | | |
| Tier2 資本 | | | | |
| 58 | Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ) | | | |
| 総自己資本 | | | | |
| 59 | 総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル) | | | |
| リスク・アセット (6) | | | | |
| 60 | リスク・アセットの額 (ヲ) | | | |
| 連結自己資本比率及び資本バッファ (7) | | | | |
| 61 | 連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ)) | | | |
| 62 | 連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ)) | | | |
| 63 | 連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ)) | | | |
| 64 | 最低連結資本バッファ比率 | | | |
| 65 | うち、資本保全バッファ比率 | | | |
| 66 | うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率 | | | |
| 67 | うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率 | | | |
| 68 | 連結資本バッファ比率 | | | |
| 調整項目に係る参考事項 (8) | | | | |
| 72 | 少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額 | | | |
| 73 | その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額 | | | |
| 74 | 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額 | | | |
| 75 | 繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調 | | | |

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| | 整項目不算入額 | | | |
| Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9) | | | | |
| 76 | 一般貸倒引当金の額 | | | |
| 77 | 一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額 | | | |
| 78 | 内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。） | | | |
| 79 | 適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額 | | | |
| 資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10) | | | | |
| 82 | 適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 | | | |
| 83 | 適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。） | | | |
| 84 | 適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額 | | | |
| 85 | 適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。） | | | |

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(単位：百万円、%)

| 国際様式 (表2) の該当番 号 | 国際様式 (表1) の該当番 号 | 項目 | 当期末 | 前期末 |
|---------------------------|---------------------------|--|-----|-----|
| オン・バランス資産の額 (1) | | | | |
| 1 | | 調整項目控除前のオン・バランス資産の額 | | |
| 1a | 1 | 貸借対照表における総資産の額 | | |
| 1b | 3 | 貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (△) | | |
| 2 | 7 | Tier1 資本に係る調整項目の額 (△) | | |
| 3 | | オン・バランス資産の額 (イ) | | |
| デリバティブ取引等に関する額 (2) | | | | |
| 4 | | デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額 | | |
| 5 | | デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額 | | |
| 6 | | 貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額 | | |
| 7 | | デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額 (△) | | |
| 8 | | 清算会員である商工組合中央金庫が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額 (△) | | |

| | | | | |
|---------------------------|---|---|-------------|--|
| 9 | | クレジット・デリバティブの提供した場合における調整後想定元本の額 | | |
| 10 | | クレジット・デリバティブの提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (Δ) | | |
| 11 | 4 | デリバティブ取引に関する額 | (ロ) | |
| レボ取引等に関する額 (3) | | | | |
| 12 | | レボ取引等に関する資産の額 | | |
| 13 | | レボ取引等に関する資産の額から控除した額 (Δ) | | |
| 14 | | レボ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額 | | |
| 15 | | 代理取引のエクスポージャーの額 | | |
| 16 | 5 | レボ取引等に関する額 | (ハ) | |
| オフ・バランス取引に関する額 (4) | | | | |
| 17 | | オフ・バランス取引の想定元本の額 | | |
| 18 | | オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (Δ) | | |
| 19 | 6 | オフ・バランス取引に関する額 | (ニ) | |
| 単体レバレッジ比率 (5) | | | | |
| 20 | | 資本の額 | (ホ) | |
| 21 | 8 | 総エクスポージャーの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ)) | (ヘ) | |
| 22 | | 単体レバレッジ比率 | ((ホ) / (ヘ)) | |

(注)

(1) オフ・バランス資産の額

α 「貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (Δ)」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。

- b レバレッジ比率告示附則第五条の規定により読み替えて準用する旧計算告示（レバレッジ比率告示附則第四条第一項に規定する旧計算告示をいう。以下この面において同じ。）第六条及び第七条の規定によってオン・バランス資産の額及びデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額（△）」の項には、旧計算告示第六条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。
 - c 「Tier1 資本に係る調整項目の額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第七条第四号及び第五号に掲げる額の合計額を記載すること。
- (2) デリバティブ取引等に関する額
- a 「デリバティブ取引等に関する RC の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第一号に掲げる合計額をいう。
 - b レバレッジ比率告示附則第五条の規定により読み替えて準用する旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 4 と項番 5 との間に「デリバティブ取引等に関する再構築コストの額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加した上、同条第二項第一号に掲げる合計額を記載すること。
 - c 「デリバティブ取引等に関する PFE の額に 1.4 を乗じた額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第二号に掲げる合計額をいう。
 - d レバレッジ比率告示附則第五条の規定により読み替えて準用する旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 5 と項番 6 との間に「デリバティブ取引等に関するアトオンの額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加した上、同条第二項第二号に掲げる合計額を記載すること。
 - e レバレッジ比率告示附則第五条の規定により読み替えて準用する旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番 5 と項番 6 との間に「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、同条第一項第二号に掲げる合計額（g の額を除く。）を記載すること。
 - f 「貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第六条第二項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺さ

れた当該デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額を記載すること。

g レバレッジ比率告示附則第五条の規定により読み替えて準用する旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、項番6と項番7との間に「貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加した上、同条第十一項における、デリバティブ取引等により生ずる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額を記載すること。

h 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第八条第三項における、 CVM_t の額を記載すること。

i レバレッジ比率告示附則第五条の規定により読み替えて準用する旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額（△）」の項には、同条第十二項における、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額から控除した変動証拠金の額を記載すること。

j 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第一項第三号に掲げる合計額（同条第八項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額）をいう。

k レバレッジ比率告示附則第五条の規定により読み替えて準用する旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」の項には、同条第二項第三号に掲げる合計額（同条第九項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額）を記載すること。

l 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第八条第八項の規定により、商工組合中央金庫がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該商工組合中央金庫がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。

m レバレッジ比率告示附則第五条の規定により読み替えて準用する旧計算告示第七条の規定によってデリバティブ取引等に関する額を算出する場合には、「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額（△）」

の項には、同条第九項の規定により、商工組合中央金庫がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、当該商工組合中央金庫がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。

(3) レボ取引等に関する額

- a 「レボ取引等に関する資産の額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第一号に掲げる合計額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額）をいう。
- b 「レボ取引等に関する資産の額から控除した額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第九条第二項の規定により、現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額を記載すること。
- c 「レボ取引等に関するカウンターパーティー・リスクのエクスポージャーの額」とは、レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第九条第一項第二号に掲げる合計額をいう。

(4) オフ・バランス取引に関する額

- a 「オフ・バランス取引の想定元本の額」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第十条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）、同条第三項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）及び同条第四項におけるオフ・バランス取引の証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額）の合計額を記載すること。
- b 「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額（△）」の項には、レバレッジ比率告示第五条第一項において読み替えて準用するレバレッジ比率告示第十条第二項、第三項又は第四項の規定によりエクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 単体レバレッジ比率

- a 「資本の額」とは、自己資本比率告示第十四条第二号の算式に規定する Tier1 資本の額をいう。
- b 単体レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

(6) その他

- a 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表された「レバレッジ比率の枠組みと開示要件」と題する文書の表1及び表2に記載された番号をいう。

- b この面における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間事業年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- c 「前期末」、「前中間期末」及び「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- d この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合は、行を削除せず、「ー」を記載すること。

(単位：百万円)

| CC2：貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係 | | | |
|-----------------------------------|-------------|-----------------------------|----------------------------|
| 項目 | イ | ロ | ハ |
| | 公表 貸借対照表 | 規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表 | 別紙様式第一号を 参照する番号又は 記号 |
| 資産の部 | | | |
| 現金預け金 | | | |
| コールローン及び買入手形 | | | |
| 買現先勘定 | | | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | | |
| 買入金銭債権 | | | |
| 特定取引資産 | | | |
| 商品有価証券 | | | |
| 金銭の信託 | | | |
| 有価証券 | | | |
| 貸出金 | | | |
| 外国為替 | | | |
| その他資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| 繰延税金資産 | | | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | | |
| 支払承諾見返 | | | |
| 貸倒引当金 | | | |
| …… | | | |
| 資産の部合計 | | | |
| 負債の部 | | | |
| 預金 | | | |
| 譲渡性預金 | | | |
| コールマネー及び売渡手形 | | | |
| 売現先勘定 | | | |
| 債券貸借取引受入担保金 | | | |
| コマーシャル・ペーパー | | | |

| | | | |
|--------------|--|--|--|
| 特定取引負債 | | | |
| 借入金 | | | |
| 外国為替 | | | |
| 短期社債 | | | |
| 社債 | | | |
| 新株予約権付社債 | | | |
| 信託勘定借 | | | |
| その他負債 | | | |
| 賞与引当金 | | | |
| 役員賞与引当金 | | | |
| 退職給付引当金 | | | |
| 役員退職慰労引当金 | | | |
| その他の引当金 | | | |
| 特別法上の引当金 | | | |
| 繰延税金負債 | | | |
| 再評価に係る繰延税金負債 | | | |
| 支払承諾 | | | |
| …… | | | |
| 負債の部合計 | | | |
| 純資産の部 | | | |
| 資本金 | | | |
| 資本剰余金 | | | |
| 利益剰余金 | | | |
| 自己株式 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | |
| 繰延ヘッジ損益 | | | |
| 土地再評価差額金 | | | |
| …… | | | |
| 純資産の部合計 | | | |
| 負債及び純資産の部合計 | | | |

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例による。

- a この様式の各項の内訳は、自金融機関の財務諸表に基づく貸借対照表（以下この様式において「公表貸借対照表」という。）で使用されている勘定科目名に従うこと。
- b イ欄には、公表貸借対照表の内容を記載すること。
- c 自己資本比率告示第十五条ただし書に該当し、かつ、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が異なる場合に限り、ロ欄には、自己資本比率告示第三条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。）の内容を、公表貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。それ以外の場合にあっては、ロ欄を記載することを要しない。
- d ロ欄を記載する場合において、規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表貸借対照表で使用されていない項目があるときは、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。
- e ハ欄には、この様式と別紙様式第一号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合には、記載することを要しない。）。
- f 公表貸借対照表の勘定科目が別紙様式第一号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適宜、付表を作成してこの様式に添付するものとする。付表を用いる場合には、この様式と当該付表との対応関係を示すため、ニ欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を当該付表及びこの様式のニ欄に記載すること。
- g 自己資本比率告示第十五条ただし書に該当し、かつ、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である場合にあっては、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。
- h この様式で指定する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- i 当期において、公表貸借対照表を作成していない場合には、この様式を記載することを要しない。

(単位：百万円)

| CC 2：連結貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係 | | | |
|--------------------------------------|---------------|-----------------------------|----------------------------|
| 項目 | イ | ロ | ハ |
| | 公表 連結貸借対照表 | 規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表 | 別紙様式第四号を 参照する番号又は 記号 |
| 資産の部 | | | |
| 現金預け金 | | | |
| コールローン及び買入手形 | | | |
| 買現先勘定 | | | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | | |
| 買入金銭債権 | | | |
| 特定取引資産 | | | |
| 商品有価証券 | | | |
| 金銭の信託 | | | |
| 有価証券 | | | |
| 貸出金 | | | |
| 外国為替 | | | |
| その他資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| 繰延税金資産 | | | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | | | |
| 支払承諾見返 | | | |
| 貸倒引当金 | | | |
| …… | | | |
| 資産の部合計 | | | |
| 負債の部 | | | |
| 預金 | | | |
| 譲渡性預金 | | | |
| コールマネー及び売渡手形 | | | |
| 売現先勘定 | | | |
| 債券貸借取引受入担保金 | | | |
| コマーシャル・ペーパー | | | |

| | | | |
|--------------|--|--|--|
| 特定取引負債 | | | |
| 借入金 | | | |
| 外国為替 | | | |
| 短期社債 | | | |
| 社債 | | | |
| 新株予約権付社債 | | | |
| 信託勘定借 | | | |
| その他負債 | | | |
| 賞与引当金 | | | |
| 役員賞与引当金 | | | |
| 退職給付引当金 | | | |
| 役員退職慰労引当金 | | | |
| その他の引当金 | | | |
| 特別法上の引当金 | | | |
| 繰延税金負債 | | | |
| 再評価に係る繰延税金負債 | | | |
| 支払承諾 | | | |
| …… | | | |
| 負債の部合計 | | | |
| 純資産の部 | | | |
| 資本金 | | | |
| 資本剰余金 | | | |
| 利益剰余金 | | | |
| 自己株式 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | |
| 繰延ヘッジ損益 | | | |
| 土地再評価差額金 | | | |
| …… | | | |
| 純資産の部合計 | | | |
| 負債及び純資産の部合計 | | | |

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例による。

- a この様式の各項の内訳は、自金融機関の連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「公表連結貸借対照表」という。）の勘定科目名に従うこと。
- b イ欄には、公表連結貸借対照表の内容を記載すること。
- c ロ欄には、自己資本比率告示第三条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下この様式において「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。）の内容を、公表連結貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。
- d ロ欄に記載する場合において、規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表連結貸借対照表で使用されていない項目がある場合には、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。
- e ハ欄には、この様式と別紙様式第四号との対応関係を示すため、当該様式において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合には、記載することを要しない）。
- f 公表連結貸借対照表の勘定科目が別紙様式第四号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適宜、付表を作成してこの様式に添付するものとする。付表を用いる場合には、この様式と当該付表との対応関係を示すため、ニ欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を付表及びこの様式のニ欄に記載すること。
- g 会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である場合にあっては、ロ欄を記載することを要しない。この場合には、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。
- h この様式で指定する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- i 当期において公表連結貸借対照表を作成していない場合には、この様式を記載することを要しない。